

N B I 運転制御業務に係る労働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITERプロジェクト部
N B 加熱開発グループ

1. 件名

N B I 運転制御業務に係る労働者派遣契約

2. 目的

量子科学技術研究開発機構（以下「Q S T」という。）では、幅広いアプローチ活動の一環として実施されるサテライト・トカマク計画において、JT-60SA のプラズマ加熱実験に必要な加熱装置である中性粒子入射装置（以下「N B I」という。）の運転を行う。本仕様書は、このN B I の運転制御システムに係る設備の運転及びこれに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、N B 加熱開発グループ所掌の以下の作業エリアにて実施されるものである。

- JT-60 実験準備棟
- JT-60 加熱電源棟
- JT-60 実験棟 本体室・組立室、地下（P I G 電源室・ヘリウム液化機室（I）、ヘリウム液化機室（II）、R V室（I）、加熱冷却ダクト、加熱ポンプ室）、イオン源室、増築部 R V室（II）、増設部 N-N B I 電源室
- JT-60 制御棟
- JT-60 高圧ガス機械棟
- インバータ棟、増設インバータ棟
- JT-60 一次冷却棟 N B I エリア

具体的な作業内容はN B I の運転制御システムの運転に関わるものである。

主な構成機器は、正イオン源、負イオン源、及びその関連設備（冷却系、真空系、冷媒系、電源系、各種計測機器）である。

本作業で使用する主なソフトウェア環境は、L a b v i e w （N I 社製）、並びにP L C（P r o g r a m a b l e l o g i c C o n t r o l l e r）である。

（1）N B I 運転制御・データ入出力システムの運転

N B I の運転に必要な、以下の作業を実施すること。

- ① 正イオンN B I 制御の運転
- ② 負イオンN B I 制御の運転
- ③ 関連設備の制御に関わる運転
- ④ 上記①～③に関連して必要となる機器整備作業
- ⑤ 上記①～③に関連して必要となる図書作成作業

(2) N B I 運転準備作業

N B I 運転制御・データ入出力システムにおいて、N B I を健全に動かすため、各システムの準備、並びに保守を実施すること。

- ① J T - 6 0 全系システムとの通信試験
- ② 運転制御システムの保守作業
- ③ データ入出力システムの保守作業
- ④ 保護インターロックシステムの保守作業
- ⑤ 運転シーケンスシステムの保守作業
- ⑥ 上記①に関連して必要となる機器整備作業及び改良のための検討作業
- ⑦ 上記①～⑤に関連して必要となる図書作成作業

(3) 監視システムの運転

N B の運転を監視するシステムの運転において、以下の作業を実施すること。

- ① N B I 監視システムの運転
- ② N B I 監視システムの保守
- ③ 上記①に関連して必要となる機器整備作業及び改良のための検討作業
- ④ 上記①、②に関連して必要となる図書作成作業

(4) その他付随的業務

- ① 上記（1）～（3）に関連する業務で必要となる外注用仕様書作成、及び契約の作業管理。
- ② 上記（1）～（3）に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。
- ③ 試験装置の不具合発生時、復旧に向けた作業に従事すること。

4. 派遣期間、就業日及び就業時間、人員

(1) 派遣期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 就業日及び就業時間

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他Q S Tが指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、Q S Tの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

(3) 就業時間及び休憩時間

1) 就業時間：9:00～17:30（休憩時間60分を含む。）

2) 休憩時間：12:00～13:00

ただし、業務の状況に応じて時差出勤を命ずる場合があるため、派遣元の就業規則にお

いて以下の時間帯での時差出勤が可能であること。

- i) 8:00～16:30 (うち12:00～13:00は休憩時間とする)
- ii) 14:00～22:30 (うち18:00～19:00は休憩時間とする)

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(4) 人 員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QSTと協議の上、必要な処置を講じること。)

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所

I T E R プロジェクト部 N B 加熱開発グループ

住所：茨城県那珂市向山801番地1

必要に応じて派遣労働者の自宅等

T E L : 029-210-2831

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 N B 加熱開発グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 N B 加熱開発グループリーダー

9. 必要な要件

(1) 本件では、N B I のイオン源の制御に関するシステムの運転であるため、イオン源の開発、または運転への業務経験が1年以上あること。

(2) NBI 運転制御システム、監視システム、データ入出力システムを構成する既存のP C、タッチパネル等の構成機器との取り合いを考慮した増設・改良に係る業務経験が1年以上あること。

(3) 本件では制御装置の仕様検討、設計作業を行うことから、経済産業省 基本情報技術

者試験（F E）合格者又は情報処理に関する同等の知識を習得していると認められる者であること。

- (4) 本件では P L C による制御プログラムの設計・製作・試験を行うことから、F A 機器に関するシステム構成、リレーシーケンス制御、コントローラ、インターフェースなどの基礎知識を有し、かつ、使用する N I 社製 L a b V I E W プログラムソフト実践集中コース 2 の研修を修了し、L a b V I E W 準開発者認定試験に合格した者であること。
- (5) 本件で開発した機器は所内ネットワークに接続するため、情報管理の観点から、I S O 2 7 0 0 1 (I S M S) 情報マネジメントシステム内部監査員研修の修了者又は情報セキュリティに関する同等の知識を習得していると認められる者であること。
- (6) 業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト (M S - W o r d 、 M S - E x c e l 等) を用いて文書を作成する能力を有する者であること。
- (7) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと（日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること）。

1 0 . 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 6 0 歳以上の者に限定するか否かの別：
派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は 6 0 歳以上の者に限定しない。」

1 1 . 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他の費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

1 2 . 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち (1) ~ (4) については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」（人事担当課）へ各 1 部、(5) については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) その他契約上必要となる書類

※上記 (1) の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記 (3) の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する

労働者が 45 歳以上である場合はその旨（60 歳以上の場合はその旨）、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

1 3. 検査条件

毎月履行完了後、Q S Tが、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 4. 派遣先責任者

那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

1 5. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) Q S Tの業務の都合により本仕様書に定める就業場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、Q S Tが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていること、また、国際協力で進められる I T E R 計画の我が国の実施機関に指定されていることを認識し、Q S Tの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちにQ S Tに連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかをQ S Tと協議し、その指示に従うこと。
- (5) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、Q S Tの情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 在宅勤務の際に作成した成果物を、ＱＳＴ外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、ＱＳＴと協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上